地方独立行政法人岡山県精神科医療センター視察と岡山弁護士会・弁護士法人岡山パブリック法律事務所との意見交換会について

刑事弁護委員会 委員　樋口 裕子（63期）

1　はじめに

東京三弁護士会障害者等刑事問題検討協議会のメンバーで2026年3月18日及び19日に岡山県を視察したので、その報告をする。

2　岡山弁護士会及び弁護士法人岡山パブリック法律事務所との意見交換会

3月18日は、岡山弁護士会において、岡山弁護士会及び弁護士法人岡山パブリック法律事務所から岡山モデルの説明を受け、意見交換を行った。

岡山県では、2014（平成26）年ころから社会福祉士、弁護士の有志で、「岡山司法福祉ネット」（現在は、社会福祉士会、弁護士会、地域定着支援センター、保護観察所等と連携）という活動を開始した。この活動を通じて、刑事事件で福祉的支援が必要な人が多いのに、福祉専門家の支援につながっていない状況が明らかになり、福祉的支援につながる仕組みの必要性が明らかになった。その結果、刑事事件、少年保護事件において、高齢者、障害者（その疑いがある者を含む）、及び福祉的支援を必要とする少年が、弁護士からの依頼を受けた社会福祉士による専門的支援を受けることで、生活の立て直しや生きづらさの解消、再犯防止へとつなげていく連携の仕組みである岡山モデルが作られ、2017（平成29）年3月9日、岡山県社会福祉士会と岡山弁護士会との間で刑事分野における司法・福祉連携「岡山モデル」に関する協定書が締結された。

岡山モデルでは、連携の際に以下の注意事項が明示され、トラブルを防止している。明文化されていなくても、我々も心がけたい事項なので、明記する。

①**社会福祉士の立場への配慮**―社会福祉士は単なる情状弁護の手段としてではなく、専門職の視点から支援の必要性を判断します。弁護士の方針を一方的に押しつけず、専門的知見を尊重した丁寧な意思疎通を心がけてください

②**協働の原則（任せきりにしない）**―本制度は協働作業が前提です。社会福祉士に丸投げする姿勢は厳禁であり、苦情の原因ともなり得ます。

③**密なコミュニケーション**―社会福祉士は刑事手続きに精通しているとは限りません。期限や手続きの進行状況を適宜共有し、緊密に連絡を取り合ってください。

なお、社会福祉士への報酬の援助として、日弁連の罪に問われた障がい者等の刑事弁護等の費用に関する制度のほか、リーガル・エイド岡山（現在は、弁護士が賛助会員として月1000円を支払う形で運営）による援助制度もある。

また、「岡山モデル」連携運営会議を設置し、社会福祉士と弁護士が参加して2ヶ月に1度、ケース検討などが行われている。岡山パブリック法律事務所には、20名以上の社会福祉士が所属しており、弁護士会と社会福祉士会と連携がしやすいのではないかと感じた。

3　岡山県精神科医療センター見学

翌19日は岡山県精神科医療センターを見学した。まず、カンファレンスを見学し、続いて、院長からセンターの現状と理念についての説明を受けた後、慢性期入院棟、児童・思春期入院棟、医療観察棟、外来棟を見学した。その後、地域連携室の精神保健福祉士から「司法と医療の連携について」、作業療法士から「岡山モデルにより医療司法福祉連携の実践」のご報告をいただいた。岡山県精神科医療センターは断らない医療、必ず地域移行する医療をモットーに、2023年の在院日数が全国平均263日のところ、42.8日を実現している。私たち弁護士も社会福祉士等と連携し更生支援計画を作って地域移行を実現し、被疑者・被告人の居場所を地域に作ることで生きづらさの解消につながるのではないかと考える。